

私設消防水利施設の維持管理に関する留意事項

開発行為者又は所有者は、この消防水利施設について、以下の事項に留意し維持管理すること。

- 1 消防水利施設周辺に障害となるものを置かず、車両等の駐停車をしないこと。
- 2 災害等に使用したときの復旧は、所有者の責任において行うこと。
- 3 月に1回以上の自主点検を行い保守管理に努めること。
- 4 管理台帳等を準備し、管理記録を保管すること。消防署長からの求めのある場合にはそれを提示すること。
- 5 消防水利施設の標識は、消防隊が容易に確認できるよう保守管理すること。
- 6 転落防止、危険防止等の安全管理に万全を期すること。
- 7 消防水利施設の調査を消防隊が不定期に実施することを了承すること。